

# 川口市業務継続計画(BCP)策定支援事業実施業務委託仕様書

## 1 委託業務名

川口市業務継続計画(BCP)策定支援事業実施業務委託

## 2 目的

介護サービス事業所等は、感染症や自然災害の発生時でも利用者と職員の安全を確保し、業務を継続していく必要がある。そのため、危機管理の専門家による講義や演習形式の業務継続計画（以下「BCP」という。）策定支援講座等を実施することにより、介護サービス事業所等における円滑な BCP 策定の推進を目的とする。

## 3 業務内容

介護サービス事業所等の感染症及び自然災害に係る BCP 策定の推進を目的として、厚労省「介護施設・事業所における業務継続ガイドライン」及び「ひな形」に基づき、基本的な考え方や作成方法に関する講義・演習を行う。

対面形式での講座実施定員は各日程 100 名とし、講座内容のオンライン配信を併せて行うこととする。

また、BCP 策定や運用に関する介護サービス事業所等からの相談に個別に応じ、助言を行う。

(1) BCP 策定支援講座の実施内容の検討

ア 講座内容

イ テキスト内容

(2) BCP 策定支援講座の受講申込書等の作成、受理及び受講通知

ア 受講申込書(電子申請での受付の場合は電子申請フォーム)の作成

イ 受講申込Webページ及びQRコードの作成

ウ 受講申込の受付

エ 受講申込状況の定期的な報告

オ 受講申込者への受講通知

(3) BCP 策定支援講座の実施

ア BCP 策定支援講座の実施

イ テキストの用意

ウ 受講後のアンケートの実施

(4) 個別相談の実施

ア 申込書(電子申請での受付の場合は電子申請フォーム)の作成

イ 申込Webページ及びQRコードの作成

ウ 申込の受付

エ 申込状況の定期的な報告

オ 個別相談の実施

(5) 議事録の作成

市との打ち合わせごとに議事録を作成し、提出すること。

※スケジュール概要

・BCP 策定支援講座

7月頃～ 受講者募集開始

8月中旬頃 受講者募集締め切り

8月29日(火) 講座1日目 自然災害編 (在宅サービス向け)

8月30日(水) 講座2日目 感染症編 (在宅サービス向け)

8月31日(木) 講座3日目 感染症編 (施設サービス向け)

講座会場：青木会館3階 会議室A (川口市青木3丁目3-1)

・個別相談

11月中旬頃～ 参加者募集開始

12月中旬頃 参加募集締め切り

12月下旬頃～ Zoom等のオンライン開催

#### 4 業務体制

市との包括的な連絡担当を配置し、円滑かつ確実に遂行することが可能な組織体制を整備すること。

#### 5 計画及び報告

業務内容における検討について、市との協議後、委託業務計画書を紙及び電子データで提出し、市の承認を受けてから実施すること。

また、本業務完了後、本事業の実績（BCP 策定支援講座等の実施方法、実施内容、及び参加実績等）を取りまとめ、市が指定する委託業務実績報告書を作成し、紙及び電子データで提出すること。

なお、委託業務計画書及び委託業務実績報告書の詳細や電子データの納品方法等は契約締結後、市と協議すること。

#### 6 委託期間

本事業の委託期間は、契約締結日から令和6年3月31日までとする。

#### 7 支払方法

委託業務履行検査確認後、請求に基づき一括して支払う。

## 8 委託業務に関する諸条件

- (1) 市の指定する日及び会場において、BCP 策定支援講座を行うこと。
- (2) 講座は、自然災害に対応した内容を1回、感染症に対応した内容を2回の計3回とすること。
- (3) 市内の介護事業所に限り、希望があった場合には一定期間講座で使用したテキストやツールの配布、動画の配信を行うこと。
- (4) 個別相談は申込事業所数に応じてその形式(グループワーク等)を決定し、実施回数は契約金額の範囲内とすること。
- (5) 実施会場への交通費の支払いについては、委託内容に含まない。
- (6) 市担当者と十分協議を行い、業務を進めること。
- (7) 新型コロナウイルス感染症の蔓延等、本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、別途、市と協議すること。ただし、契約書及び本仕様書に記載のない事項であっても、本業務の目的達成のために当然に必要と認められる事項については、契約金額の範囲内で実施するものとする。
- (8) 受注者が市又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。損害を受けた第三者の求めに応じ、市が損害を賠償したときは、市は受注者に対して求償権を有するものとする。
- (9) 新型コロナウイルス、その他感染症の蔓延が想定される場合は、感染防止

対策を講じるとともに、状況により他の代替手段を市と協議すること。

## 9 担当及び問い合わせ先

〒332-8601

埼玉県川口市青木2-1-1

川口市福祉部介護保険課 事業者係 清水・曾良・荒木・川久保

TEL：048-259-7293

FAX：048-258-7493

E-mail：[087.04030@city.kawaguchi.saitama.jp](mailto:087.04030@city.kawaguchi.saitama.jp)